

訪問看護事業所のみなさまへ

感染症法に基づく 医療措置協定の締結について

1 新興感染症への備え

静岡県感染症対策局

目次

- 1 新興感染症への備え
- 2 医療措置協定とは
- 3 医療措置協定書の内容
- 4 医療措置協定締結の手続

1 新興感染症への備え

- 1-1 感染症法改正、予防計画改定、医療措置協定等の締結
- 1-2 医療措置協定において対象とする感染症
- 1-3 新興感染症発生時の対応(対応時期の設定)

1-1 感染症法改正、予防計画改定、医療措置協定等の締結

I 改正感染症法(令和4年12月改正)

【改正の趣旨】

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国または都道府県及び関係機関の連携協力による入院等医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、検査等の体制の強化等の措置を講ずる

II 県感染症予防計画の改定(令和5年度中)

- ・ 新型コロナ対応を踏まえ感染症法が改正されたことに伴い、県における感染症の発生の予防、まん延防止のための施策、医療提供体制の確保等についての基本的考え方を示す県感染症予防計画を改定
- ・ 新興感染症の性状、最新の知見等を踏まえ、医療措置協定締結機関に段階的に対応を要請

III 医療措置協定の締結

- ・ 新興感染症発生時に必要な医療提供体制を確保するため、県は、医療機関と協定を締結する
- ・ 病床確保を行う医療機関は第一種協定指定医療機関、発熱外来又は自宅療養者等への医療提供を行う医療機関は第二種協定指定医療機関に指定する

1-2 医療措置協定において対象とする感染症

対象とする感染症

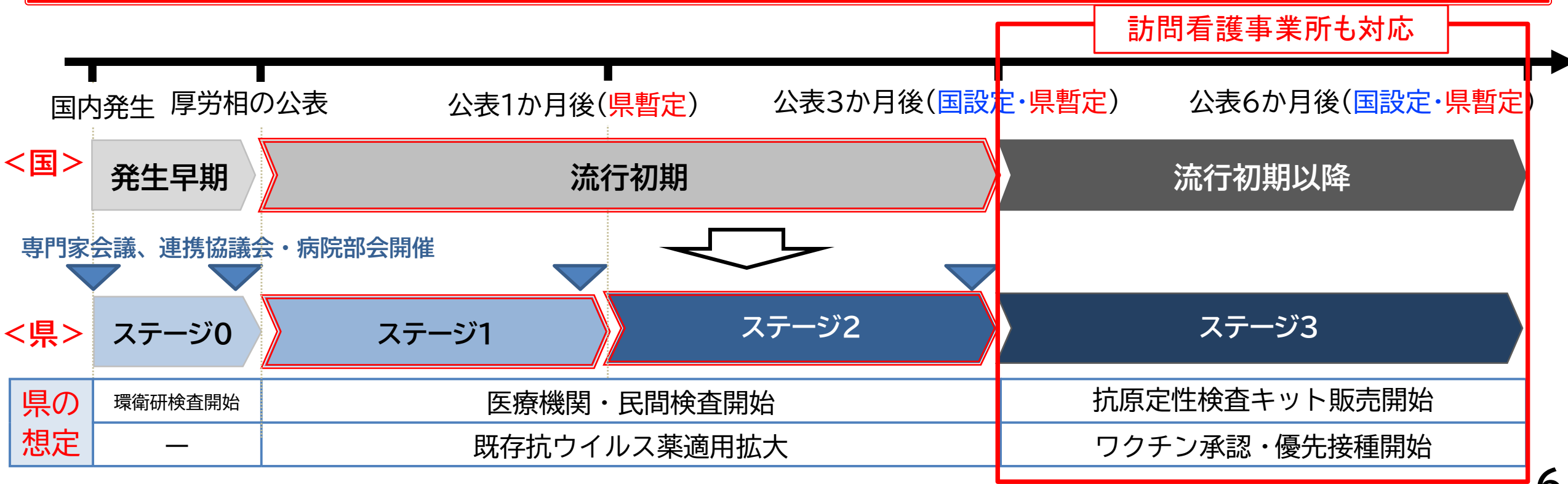
新興感染症 = 「**新型インフルエンザ等感染症**」
「**指定感染症**」
「**新感染症**」

⇒これまでの対応の教訓を生かすことができる**新型コロナへの対応を念頭におく**

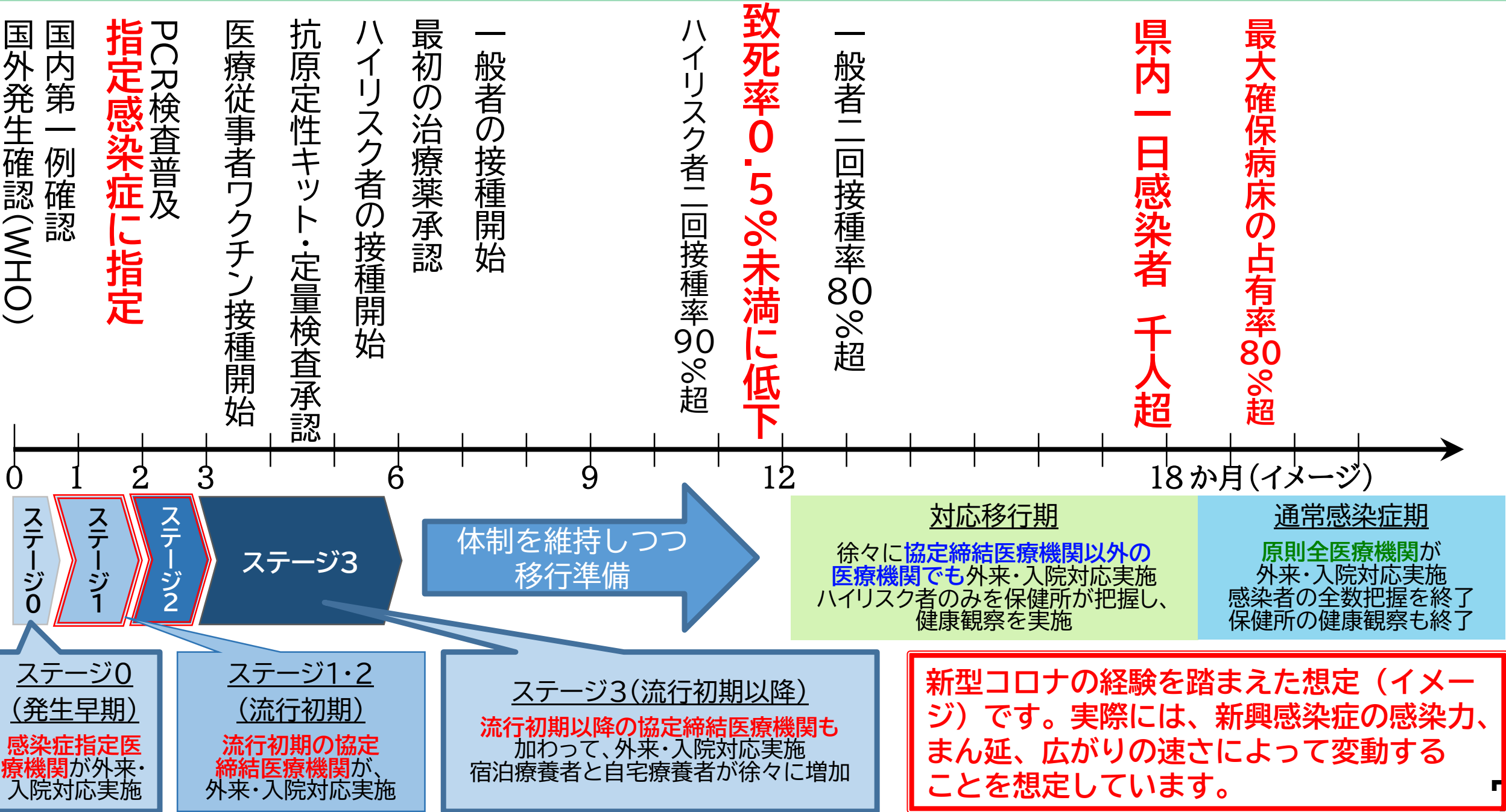
⇒**新興感染症の発生及びまん延時における、医療提供体制を確保する**

1-3 新興感染症発生時の対応(対応時期の設定)

- 国は、新興感染症発生からの対応時期を「発生早期」「流行初期」「流行初期以降」の3段階としている。
- 本県は、初動対応として重要な「流行初期」を2つの時期に分割し、全4段階で実効性のある対応を目指す。
 - ステージ1 → 2 → 3の移行時期は、県が想定しているワクチン接種開始時期や治療薬承認時期による仮設定であり、実際には、ワクチン等の接種開始時期や検査キット販売時期等により変動
 - ステージ移行時期は、専門家会議、各医療圏域等の意見を聴取し、設定・判断する



(参考) 次のコロナ型新興感染症 どう経過していつまで指定医療機関で診るかのイメージ



2 医療措置協定とは

- 2-1 医療措置協定の概要(協定締結に係る協議対象項目等)
- 2-2 協定指定医療機関(第二種)の指定
- 2-3 医療措置の内容、協定締結の要件及び指定基準等

2-1 医療措置協定の概要（協定締結に係る協議対象項目等）

- 協定締結や計画等の策定は、**これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭に取り組む。**
- 「事前の想定とは大きく異なる事態」となった場合は、その感染症の特性に合わせて協定の内容を見直すなど、**実際の状況に応じた機動的な対応を行う。**

No.	項目	病院	診療所	薬局	訪問看護事業所
①	病床確保	○	—	—	—
②	発熱外来 ※	○	○	—	—
③	自宅療養者等への医療の提供	○	○	○	○
④	後方支援	○	—	—	—
⑤	人材派遣	○	○	—	—
⑥	個人防護具の備蓄	○	○	○	○

: 第1種協定指定医療機関
 : 第2種協定指定医療機関

※「②発熱外来」には、「検査の実施の可否」を含めて協議する。

検査は、核酸検出検査（PCR検査等）と同様の検査方法を想定し、検体の採取のみ行い、分析は外部に委託する場合は対象外

- ③の自宅療養者等への医療の提供について協定締結に御協力をお願いします
- 任意事項として個人防護具を2か月分備蓄しておくことを推奨します（協定第4条）

2-2 協定指定医療機関(第二種)の指定

自宅療養者等への医療提供の協定を締結する訪問看護事業所は、改正感染症法で新設された「**第二種協定指定医療機関**」に指定(協定締結の合意に併せ、指定の同意をいただく)

指定の種類	締結する医療措置協定の項目
第一種協定指定医療機関	①病床確保
第二種協定指定医療機関	②発熱外来 ③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

項目	協定指定医療機関の種類			
	病院	診療所	薬局	訪問看護
①病床確保	第一種	—	—	—
②発熱外来	第二種	第二種	—	—
③自宅療養者等への医療の提供	第二種	第二種	第二種	第二種
④後方支援	④後方支援、⑤医療人材の派遣のみ実施する場合は、協定指定医療機関とはなりません			
⑤医療人材の派遣				

指定の効果	・指定を受けた医療機関が実施する入院医療、外来医療及び在宅医療が、 <u>公費負担医療の対象</u>
-------	--

2-3 医療措置協定の内容、協定締結要件及び指定基準等

<p>協定の 主な内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅療養者に対して医療を提供する(訪問看護の実施)
<p>協定締結の 主な要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関－薬局－訪問看護事業所の間で連携し、訪問看護を行うこと ・ 関係学会のガイドラインなどを参考に、感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の着脱などを含む研修・訓練等)を適切に実施すること
<p>第二種協定 指定医療機関 (自宅療養者への 医療提供)の 指定基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること ・ 新興感染症の発生等公表期間において、知事の要請を受け、医療措置協定の内容に応じ、オンライン診療その他外出自粛対象者に対する医療を提供する体制が整っていると認められること
<p>財政支援 (新興感染症 発生時)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬の特例措置や補助金による財政支援 ⇒ 実際の新興感染症発生時に、感染症の状況や特性を踏まえ国において検討

3 医療措置協定書の内容

3-1 医療措置協定書の項目

3-2 協定の目的と措置実施の要請等（第1条・第2条・第3条・第6条）

3-3 平時の対応（第4条・第10条）

3-4 措置に対する費用負担（第5条）

3-5 第3条の措置を講じていない場合の対応（第8条）

3-6 その他（第7条・第9条・第11条）

3-1 医療措置協定書の項目

- 国が作成した協定書のひな形をベースに、**条文の本文は、全事業所で内容を統一し、第3条：医療措置の内容、第4条：個人防護具の備蓄は、事業所ごとに個別の様式とする**

法定	条文区分	説明	作成方法
	第1条(目的)	・新興感染症発生時(以下「有事」)の医療提供体制確保	全医療機関で内容を統一
	第2条(医療措置実施の要請)	・有事に、県から医療機関に対し、医療措置を講ずるよう要請	
○	第3条(医療措置の内容)	・医療機関が行う医療措置(病床確保、発熱外来等)の内容	医療機関ごとに内容を調整
△	第4条(個人防護具の備蓄)	・医療機関が備蓄する個人防護具の内容	
○	第5条(措置に要する費用の負担)	・医療措置に要する費用を県が補助 ・流行初期に県基準以上の医療提供体制を整備する医療機関に費用を支給 ・個人防護具の備蓄費用は医療機関が負担、有事には国制度に基づき県の補助を検討	全医療機関で内容を統一
	第6条(新興感染症に関する最新の知見についての情報提供等)	・有事には、県から医療機関に情報提供 ・県の情報も踏まえ、医療機関は必要な準備を実施 ・事前の想定と大きく異なる事態の場合は協議	
○	第7条(協定の有効期間及び変更)	・協定の有効期間は締結日からR9.3.31まで、自動更新 ・協定の内容を変更する場合は、申し出により協議	
○	第8条(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)	・正当な理由がなく、措置を講じていないと認められる場合の措置	
	第9条(協定の実施状況等の報告)	・措置の実施状況等の報告	
○	第10条(平時における準備)	・平時の医療機関における研修・訓練の実施	
	第11条(その他)	・協定に係る具体の手続きは別に定める ・疑義及び定めのない事項は協議にて解決	

○：法令により記載が定められている事項 △：実施する場合、法令により記載が定められている事項

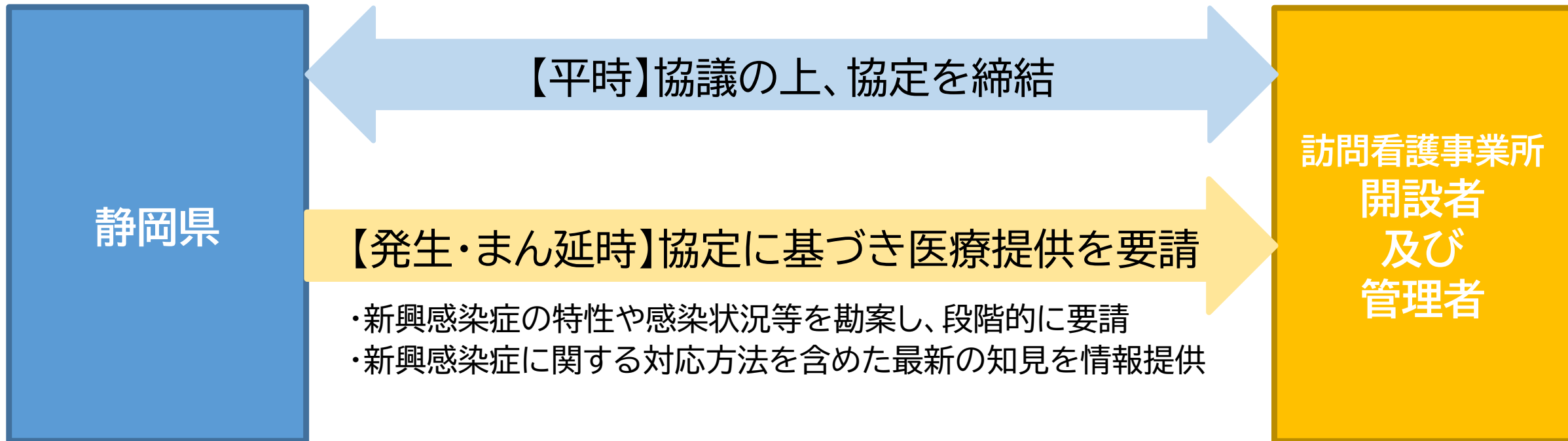
3-2 協定の目的と措置実施の要請等(第1条・第2条・第3条・第6条)

第1条 目的

第2条 医療措置実施の要請

第3条 医療措置の内容

第6条 最新の知見の情報提供等



対象とする
感染症

新興感染症 = 「**新型インフルエンザ等感染症**」「**指定感染症**」「**新感染症**」
これまでの対応の教訓を生かすことができる**新型コロナへの対応を念頭**におく

3-3 平時の対応(第4条・第10条)

第4条 個人防護具の備蓄

■ 各医療機関において、個人防護具を備蓄

・サージカルマスク ・N95マスク ・アイソレーションガウン ・フェイスシールド ・非滅菌手袋

(補足説明)

◇ 協定における個人防護具の備蓄は任意事項

◇ 2か月分の備蓄及び備蓄物資を順次切り崩して通常医療の現場で使用するローリングストック方式を推奨

◇ 有事において、需要の急増等により物資が不足する場合は、国の備蓄等に対応することを想定

⇒ 備蓄に係る費用は第5条に規定:スライド16参照

第10条 平時における準備

■ 年1回以上、以下の準備行為を実施

○ 自事業所において **研修・訓練** を実施、又は、外部の機関が実施する研修・訓練に医療従事者等を参加させる

○ 医療措置を講ずるに当たって対応の流れを **点検**

(補足説明)

◇ 研修・訓練の内容は、PPEの着脱、その他事業所内の感染対策等を想定

◇ 点検内容としては、知事からの要請後、自宅療養者への訪問看護を行うためのシフトや訪問順の調整、主治医との連携などの対応の流れを想定

3-4 措置に対する費用負担(第5条)

第5条 措置に要する費用の負担

■ 医療措置に要する費用について

- 県の予算の範囲内において、協定を締結した訪問看護事業所に補助
- 詳細については、感染症等が発生した際に、その感染症の性状等に合せて定める。

■ 個人防護具の備蓄に係る費用について

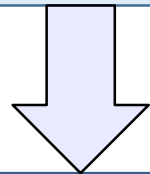
- 訪問看護事業所において負担
- 国の補助制度等が創設された場合、県は、当該制度等に基づいた補助制度等を検討

3-5 第3条の措置を講じていない場合の対応

第8条 協定の措置を講じていないと認められる場合の措置

■ 感染症法に基づく措置(勧告、指示、公表)

- 一方的に実施するのではなく、まずは、当該訪問看護事業所等と話し合いに基づく調整を行います。
- 措置の実施の判断にあたっては、調整状況や事業所等の事情を考慮し、慎重に行います。
- 協定締結事項を実施していないと認められる場合でも、事業所内の感染拡大等により、人員が縮小している場合等、正当な理由があると県が判断する場合には、この措置(勧告等)を行うことはありません。



「正当な理由」の例

- 事業所内の感染拡大等により、人員が縮小している場合
- 病原体の性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりにより必要となる人員が異なる場合
- 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している等、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと県が判断する場合

3-6 その他（第7条・第9条・第11条）

第7条 協定の有効期間及び変更

- 有効期間:令和9年3月31日まで(双方から申し出がなければ3年間更新、以降も自動更新)
- 変更:訪問看護事業所の申し出により協議のうえ変更
- 保健医療機関等の廃止届を提出した場合、保健医療機関の指定の辞退を申し出た場合又は指定の取消を受けた場合は廃止日・辞退日・取消日を協定の満了日とする

第9条 協定の実施状況等の報告

- 協定に基づく措置の実施状況及び当該措置に係る運営状況等について、知事より報告の求めがあったときは速やかに報告(年1回程度を想定)
- 報告は、G-MIS（医療機関等情報支援システム）を活用することを想定

第11条 その他

- 協定に係る具体の手続きについては、県が別に定める ⇒「実施要領」を定める
- 協定に定めのない事項や協定に関し疑義が生じたときは、県と訪問看護事業所で協議

4 医療措置協定締結の手続

4-1 協定締結の流れ、平時の対応

4-2 回答様式の作成の流れ

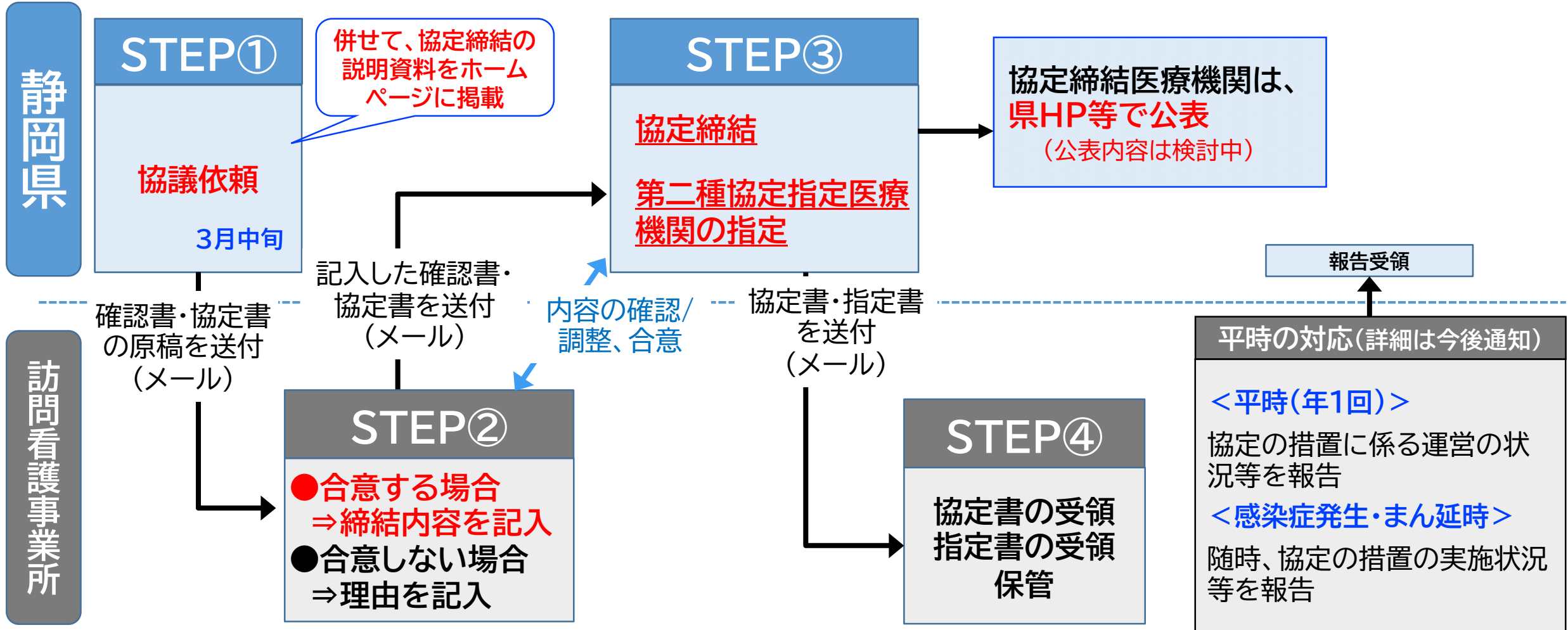
4-3 提出(問い合わせ)先／提出方法

4-4 提出後の対応

4-5 よくある御質問

医療措置協定の締結の流れ、平時の対応

すべての行程を、原則、電子メールでやりとり（署名/押印は不要）



- 協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日まで(予定) ※申し出が無い場合、同一条件により3年間更新(以降も同様)
- 訪問看護事業所側の事情等の変更があれば、随時、協定の変更及び協定の解除の申し出は可能

4-2 回答様式の作成の流れ

●作成をお願いする医療機関

以下の訪問看護事業所には、県から直接協議を依頼しています。必ず御回答をお願いします。

- ・ R5.12の意向調査で「現時点では締結は可能と考える」と回答した訪問看護事業所

※意向調査で「締結は困難」と回答した事業所や、意向調査に未回答の事業所においても、今回、協定を締結いただける場合は、回答様式の提出をお願いします。

●回答様式の作成の流れ

- ・ 回答様式は、一つのファイルに、以下のシートがあります
(1)確認書 (2)協定書 (医療措置等の内容)
- ・ 医療措置協定に合意いただく場合は、両方のシートに必ず記入してください

★まずは、「(1)確認書」から、必ず記入してください

⇒ 「(1)確認書」の記入内容により、
「(2)協定書 (医療措置等の内容)」の記入項目が反映されます

★次に、「(2)協定書 (医療措置等の内容)」で、該当する項目を記入してください

●両シートを記入後、回答様式の日データを、メールで提出してください

4-2 回答様式の作成の流れ【続き】

様式の記入上の注意当は、
回答様式の回答欄の右側に、記載してあります。
記入の際に、御確認ください。

(1) 『確認書』のシート

①基本情報

(訪問看護事業所・法人情報)

- ①訪問看護事業所：○事業所の名称 ○ステーションコード ○G-MISのID
- ②開設者：○開設者氏名等、法人名
- ③管理者：○管理者氏名等
- ④担当者：○担当者氏名等 ○電話番号 ○メールアドレス

②医療措置協定の合意

「医療措置協定の締結」の合意の有無

合意する

合意しない

合意しない理由

「合意しない理由」を記載
⇒県に提出
(県)
○理由を確認
⇒協議は、一旦終了

③締結する項目

●締結する項目を選択 「个人防护具の備蓄」を締結するかは任意です。

④締結の要件の確認

●医療措置協定の締結の要件の確認

自宅療養者等への医療の提供

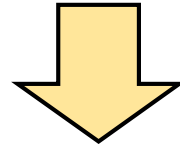
⑤協定指定医療機関の同意 + 指定基準の確認

「協定指定医療機関」の同意及び指定基準の確認

・「協定指定医療機関」の指定を受けることに同意して、指定基準を満たしていることを確認してください

4-2 回答様式の作成の流れ【続き】

様式の記入上の注意当は、
回答様式の回答欄の右側に、記載してあります。
記入の際に、御確認ください。



(2) 『協定書（医療措置等の内容）』のシート

⑥協定締結の内容

- 協定を締結する項目ごとの、詳細を記載
 - ・かかりつけ患者（普段から訪問看護を提供している患者）以外の患者にも対応いただける場合は、該当欄で「かかりつけ患者以外も可」と選択してください。
 - ・「个人防护具の備蓄」に関する事項について協定を締結いただける場合は、マスクなどの品目ごとに、備蓄量と何か月分に相当するのかを記入してください。

『協定書（本文）』は記入不要です

- 「協定書（本文）」は、医療機関では記入不要です
- 「確認書」及び「協定書（医療措置等の内容）」の記入内容に基づき、県で作成します

4-3 提出(問合せ)先/提出方法

回答様式『医療措置協定確認書・協定書(★事業所名)』のファイルを、静岡県に提出
※(★事業所名)に訪問看護事業所の名称を記入(例:静岡訪問看護S)

【提出方法】原則、**電子データをメールで送付**

※メールの送付が難しい場合、郵送も可

【提出(問合せ)先】

メールアドレス	houmonkango-kyoutei@pref.shizuoka.lg.jp ※アドレス中の「lg」は、アルファベット小文字の「エル・ジー」です。				
郵送先	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 <table border="1"><tr><td>宛先</td><td>○R6.3.29まで: 静岡県 感染症対策局 新型コロナ対策企画課</td></tr><tr><td></td><td>○R6.4.1から: 静岡県 医療局 感染症危機対策室</td></tr></table>	宛先	○R6.3.29まで: 静岡県 感染症対策局 新型コロナ対策企画課		○R6.4.1から: 静岡県 医療局 感染症危機対策室
宛先	○R6.3.29まで: 静岡県 感染症対策局 新型コロナ対策企画課				
	○R6.4.1から: 静岡県 医療局 感染症危機対策室				
電話番号	054-221-2402				

※メールアドレス及び電話番号は、4月以降も変更はありません

御質問等は、できるだけ**メール**でお願いします。

4-4 提出後の対応

提出後の県の対応

スケジュール (予定)	対応内容	対応内容 詳細
回答期限後、 概ね2か月程度	内容の確認/ 修正	<ul style="list-style-type: none">●記入内容について、確認修正等が必要な項目や修正等の必要がある場合は、県から各事業所に連絡(メール又は電話)して、確認等を行います。(概ね1か月以内)●修正等が無い場合も、協定書の案を送付して、御確認いただきます。(概ね2か月以内)
回答期限後、 概ね3か月程度	協定書(完版 版)の送付	<ul style="list-style-type: none">●内容を確認後、県と医療機関で内容の合意ができれば、完成版の協定書(「本文」及び「医療措置等の内容」)を、各医療機関あて送付します●協定書は、原則、データ形式でお送りします。 ※署名/押印は不要です

よくある質問

Q	A
協議の依頼を受けたら、必ず協定を締結する必要がありますか？	<p>令和5年12月の意向調査で「協定の締結は可能」と御回答いただいた場合でも、必ずしも協定を締結する必要はありません。</p> <p>協定の締結ができない場合、その理由を確認書で御回答ください。</p> <p>ただし、意向調査で「協定の締結は可能」と回答いただいた事業所については、協定の締結の可否については、必ず御回答をお願いします。</p>
協定を締結したら、締結した協定の内容を必ず実施する必要がありますか？	<p>新興感染症等が実際に発生した場合には、感染症の性状、訪問看護事業所の規模や機能、地域の医療提供体制の状況等を十分に勘案して<u>要請の必要性を判断し、専門家等の意見を聴取の上、段階的に要請を行います。</u></p> <p>感染症の性状や、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況、物資等の確保状況などが、<u>事前の想定とは大きく異なる事態の場合は、国がその判断を行い、機動的に対応します。</u></p>
協定締結事項を実施しなかった場合、ペナルティはありますか？	<p>知事は、感染症法等に基づく措置（勧告、指示、公表）を行うことができますが、<u>一方的に実施するのではなく、まずは、訪問看護事業所等と話し合いに基づく調整を行います。</u></p> <p>協定締結事項を実施していないと認められる場合でも、事業所内の感染拡大等により、人員が縮小している場合等、<u>正当な理由があると県が判断する場合には、この措置（勧告等）を行うことはありません。</u></p>